

**ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート「ブラジル 10 月総選挙—正副大統領、上下両院議員、州知事、州議会議員を同日で選出する世界最大級の選挙システムが問う成否」堀坂浩太郎<sup>1</sup>**

### はじめに

ブラジルでは、来る 10 月 2 日、日曜日に、4 年に 1 度の選挙が実施される。この選挙は、正副大統領から始まり、連邦上院議員、同下院議員、州知事、州議会議員まで総計 1,627 の、中央・地方（州）の主要ポストを一気に選出する、文字通りの「総選挙」である。有権者数からみても、1 億 5000 万人台に達する世界有数の規模になる。

選挙の最大関心事は、本年 9 月 7 日に独立 200 周年を迎えるこの国の、連邦・州の政治・行政の担い手が誰になるかにある。とりわけ大統領選には、国内外の強い関心が寄せられる。現旧の政権トップで、思想上も右派・左派と極めて対照的なジャイル・ボルソナーロ現大統領と、ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ元大統領（在任 2003 年～10 年）の一騎打ちとなっているからだ。その展開いかんによっては、1985 年 3 月に 21 年間の長期軍政を終焉させたこの国の民主主義体制に波紋を引き起こすことにもなりかねない。

それに加え、連邦・州の政府首班と議員を同時に選び直すことで、新型コロナ・ウイルスのパンデミック（世界的流行）によって痛めつけられた国力をどう復興させるか、その方向性を大きく左右する選挙でもある。

こうした争点の一方で、もうひとつ問われているのは、世界有数と言われる規模の選挙を支える選挙システムの動作である。選挙を統括する高等選挙裁判所（TSE）のアレシャンドレ・ジ・モラエス長官は、選挙戦本戦開始の日（8 月 16 日）に、「投票日即日に投票結果が判明する世界の民主主義大国の中でも唯一の国」と述べて自信のほどを示した<sup>2</sup>。有権者登録から投票、集計とほぼ全ての過程でデジタル化が進められた技術革新の成果で、有権者の指紋認証の段階にまで来ている（指紋認証は、新型コロナの発生により 2020 年の市町村選

<sup>1</sup> ラテンアメリカ・カリブ研究所所長、ラテンアメリカ協会副会長。上智大学名誉教授。  
本稿の見解は筆者個人のものであり、必ずしもラテンアメリカ協会の見解を反映するものではない。正確を期したが、誤りがあれば筆者の責に帰す。

<sup>2</sup> 選挙キャンペーン期間が正式に開始された 8 月 16 日のアレシャンドレ・ジ・モラエス TSE 長官の発言。“Ao assumir Presidência do TSE, Moraes defende urnas eletrônicas e reforça que sistema é orgulho nacional”。TSE のホームページよりダウンロード。

挙では急遽取り止めた経緯があり、実施するかどうか流動的な側面がある)。

選挙システムの採用については、国全体として自信を持ち、電子投票の技術輸出さえ目論むブラジルだが、選挙戦で劣勢にある現職のボルソナーロ大統領の口からは、自国の選挙システムへの不信を吐露する発言が相次ぐ。就任当初からトランプ前米大統領の考えに共鳴するところの多いボルソナーロ大統領だが、米大統領選の顛末が及ぼしたインパクトは少なからずあるようだ。

本稿は、ブラジル国内では別名「市民憲法」(Constituição Cidadã)とも称される「1988年憲法」をベースに、制度・技術両面で革新を遂げてきたブラジルの選挙システムをレビューしながら、ブラジル政治の現状理解の一助とする。

個別の解説に入る前に、総選挙の概観をみておこう。

- ・今回の総選挙で選出するポストは、正副大統領、連邦上院議員（上院議員の3分の1で27議席<sup>3</sup>）、同下院議員全員（513議席）、26州および連邦区（首都ブラジリア）の知事・副知事、州議会議員1,035議席の総勢1,627（ペアを組む副大統領・副知事を加えると1,655）である。
- ・立候補登録者総数は2万7622人<sup>4</sup>で、単純計算だが、州知事、上院議員は8倍、下院議員、州議会議員は20倍台の当選倍率である。立候補者の女性比率は33%。黒人（肌の色は候補者の自己申告にもとづく）およびパルド（褐色）と呼ばれる主として黒人系の候補が合わせて49.7%で、史上初めて白人候補（48.7%）を上回った。
- ・有権者は、18歳以上の国民全員で、うち18歳から69歳は特別な事情がない限り投票は義務とされる。1988年憲法<sup>5</sup>による改正以降、16歳、17歳の青年にも、希望者には選挙権が付与されるが、事前に有権者登録が必要である。70歳以上は、投票は任意である。今次

<sup>3</sup> 上院議員の定数は各州3人で総数81人。任期は8年。4年ごとの総選挙で3分の1ないしは3分の2改選される。今年の総選挙は前者に当たる。

<sup>4</sup> この数値は8月16日時点のもので、候補資格審査等によって変わることがある。他のポストの立候補者の数値も同様である。

<sup>5</sup> 憲法および日本語訳文は、二宮正人・永井康之訳『1988年ブラジル連邦共和国憲法』（サンパウロ、インテルクルトゥラル、2019年）を利用した。また矢谷通朗編訳『ブラジル連邦共和国憲法1988年』（1991年、アジア経済出版会）も参考にした。憲法発布後、修正作業が何度も入っているので、矢谷訳だけに依拠することはできない点を指摘しておく。

選挙の登録者総数は 1 億 5645 万人に上る。

- 投票日は憲法で定められている。その第 77 条で「現職大統領の任期満了の前年 10 月の第一日曜日に第 1 回投票を、必要な場合は 10 月の最終日曜日に第 2 回投票を行う」と謳われる。他のポストの投票日もこの規定に準じている。

- デジタル化が進み、票の集計はもちろんのこと、有権者登録、投票も電子化されている。

投票者の本人確認には指紋使用の生体認証が投票所のほぼ 100%で使用可能の状態にある。投票所入室時における写真付き各種証明による身分確認に加え、投票時に投票者本人が投票機の画面をタッチし確認・記録される。

- 立候補者はポストによって年齢制限が規定され<sup>6</sup>、政党加盟が条件となっている（憲法第 14 条 3 項 5 に規定）。このため無所属での立候補はなく、定められた期間に開催される党大会での承認が必要とされる。これが、ブラジル政界の超多党化が進展する要因のひとつとも考えられ、政党数削減・整理のため、政党成立要件変更の必要性がしばしば議論される。

- 選挙管理は、司法の一角をなす選挙裁判所 (Tribunal Eleitoral) が担う。国全体を統括する高等選挙裁判所 (Tribunal Superior Eleitoral, TSE) が設けられ、各州・連邦区には地方選挙裁判所が、さらに下部組織として選挙裁判管、選挙委員会がある。TSE の長官は連邦最高裁判事が務める。

- 選出要件は、政府首班の大統領および知事が得票率 50% 超の絶対多数で、1 回目の投票 (10 月 2 日) で決しない場合は、同月 30 日に上位 2 者による決選投票が実施される。各州一人を選出する今回の上院議員選は単純多数、連邦下院議員および州議会議員は非拘束名簿式の比例代表制で選出される。

- 就任は、政府首班（大統領、州知事）が 2023 年 1 月 1 日で、議員は本会議が招集される 2 月初旬から活動を本格化させる。

以下、選出ポスト、投票までのプロセス、有権者の規模と全体像、選挙人登録と投票、技術面での革新、政党の順に選挙システム全般と現況をみていく。

---

<sup>6</sup> 候補者（被選挙権）の年齢制限は、大統領・副大統領および上院議員は 35 歳以上、知事・副知事は 30 歳以上、下院議員、州議会議員、（今選挙には含まれない市長・副市長）は 21 歳以上、（同）市議会議員は 18 歳以上でなければならない。

## 1. 選出ポスト

### 大統領・副大統領

大統領と副大統領は、予め登録されたペアでの選挙である。今回は 12 組が連邦政府首班選挙に臨むが、このうち最有力候補は、前述のように、表 1 の上段 2 組である。同表は、本年 8 月 15 日に最終確定された有力候補 4 組を、世論調査による予想得票率の順番で上位から記したもので、トップは 2003 年から 10 年まで 2 期 8 年を務めた労働者党（PT）のルーラ元大統領（76 歳）である。二番手が 2019 年 1 月から政府首班の座にある現職のボルソナーロ大統領（67 歳）で、ルーラ候補の後を追う。第 3 組の民主労働党（PDT）のゴメス候補（64 歳）および第 4 組のブラジル民主運動（MDB）のテベチ候補（52 歳）は、10 月 2 日に実施される投票で得票率 50% 超の当選者がいない場合に、4 週間後の同月 30 日に持ち込まれる決選投票において、両候補支持層の行方が勝敗の重要なカギを握ると注目されている。

選挙戦本格開始直後の 8 月 17 日時点で、ネット・ニュース大手メディア Poder 360 が伝えた世論調査結果によると、ルーラ候補の予想得票率は 44%、ボルソナーロ候補は同 37% と続き、ゴメス候補 6%、テベチ候補は 4% である<sup>7</sup>。この 4 組を除く残り 8 組は、いずれも予想得票率 1% 未満の泡沫候補といえる。

ルーラ候補とボルソナーロ候補の人物像には、際立った違いがみられる。1985 年までの軍政下、ルーラ候補は労働運動を主導し、労働者党（PT）の創設メンバーである。一方のボルソナーロ候補は、軍政末期に士官学校を卒業した軍人（退任時のポストは陸軍大尉）で、その後、出身地リオデジャネイロの市議会議員を経て下院議員に転じ 28 年間連邦議員を務めた。両者には、経歴、政治路線（左派・右派）、支持基盤、いずれも対照的と言えるほど の違いがある。加えて、副大統領候補の人選も特徴的だ。ルーラ候補の副大統領候補アウキミンは、元々、労働者党とライバル関係にあった中道左派のブラジル民主運動党（PSDB）<sup>8</sup> の有力政治家で、サンパウロ州知事などを歴任した豊富な政治・行政経験者である。本年 1 月に PSDB からブラジル社会党（PSB）に鞍替えし、ルーラ候補とペアを組んだ。一方、ボルソナーロ候補の副大統領候補ブラガ・ネットは、同政権下で官房長や国防相を歴任した

<sup>7</sup> *Poder360 Drive Premium*, 2022 年 8 月 17 日付け第 2 版。

<sup>8</sup> ルーラ元大統領の前任で、1995 年から 2002 年まで政権の座にあったフェルナンド・エンリケ・カルドーゾ大統領の所属は PSDB である。2014 年の大統領選まで PT と PSDB 両党は激しく競い合った間である。

陸軍の退役将軍である。

ルーラ候補についてもう一点特筆すべきことは、2014年3月に発覚した国営石油会社ペトロブラスを主たる舞台とするブラジル史上最大の汚職事件ラバジャット（捜査名の総称で語彙は「自動洗車機」）に絡み収賄容疑で訴追され、19年11月に最高裁による公判不備の判断が下されるまで580日間拘留されたことだ。この間に二審判決に至り、ボルソナーロ大統領が選出された18年選挙では獄中から立候補を表明したものの、当時は、候補資格審査（Ficha Limpa）制にもとづき、その資格なしとの判断が高等選挙裁判所によって下されている。

第3組のゴメス候補は、ブラジル北東部セ阿拉州をベースとした政治家で、ルーラ政権下で閣僚をつとめ、数度にわたり大統領選にも挑戦した。副大統領候補は女性である。第4組のテベチ候補はブラジル中西部出身の上院議員で、正副大統領候補いずれも女性にペア、かつ副大統領候補は「車いすの上院議員」として知られる。

表1 主たる大統領・副大統領候補4組（8月15日確定直後の世論調査上位の順番。第5組以降は省略）

大統領=副大統領・連立名簿	大統領候補（所属政党）	副大統領候補（所属政党）
ルーラ=アウキミン	Luiz Inácio Lula da Silva (PT)	Geraldo Alckmin (PSB)
ボルソナーロ=ブラガ・ネット	Jair Bolsonaro (PL)	Walter Souza Braga Netto (PL)
ゴメス=マトス	Ciro Gomes (PDT)	Ana Paula Matos (PDT)
テベチ=ガブリリ	Simone Tebet (MDB)	Mara Gabrilli (PSDB)

注：PT（労働者党）、PSB（ブラジル社会党）、PL（自由党）、PDT（民主労働党）、MDB（ブラジル民主運動）、PSDB（ブラジル社会民主党）

## 州知事

ブラジル憲法は、政治行政組織を規定した第18条で、「ブラジル連邦共和国の政治行政組織は、本憲法の規定により、それぞれ自治権を有する連邦、州、連邦区及び市郡<sup>9</sup>からなる」、同第25条で「州は本憲法の原則を遵守し、州の採択する憲法及び法律によって組織及び統治する」と規定する。州独自の憲法を有し、かなり高度な自治を許された地方自治体である。州知事（governador）の選出規定も、大統領と同様に、有効投票の50%超と定めており、決戦投票に持ち込まれるケースが少なくない。

<sup>9</sup> ポルトガル語ではムニシピオ（município）。最大のムニシピオは人口1,000万人規模のサンパウロ市。その一方で、人口1万人未満のムニシピオも多数ある。日本語の感触では市町村といったところである。

今回の選挙での立候補者は 223 人である。

### **連邦上院議会議員**

連邦上院議会 (Senado) の議員定数は、各州・連邦区各 3 人で計 81 人である。任期は 8 年で、4 年ごとに実施される総選挙で、3 分の 1 ないしは 3 分の 2 の改選が行われる。今回は 3 分の 1、すなわち州・連邦区ごとに 1 人選出することになる。上院議員候補は、就任後に空席となる事態に備え、候補者本人ないしは所属政党によって補欠議員 (suplente) 2 人を選び連立名簿となる。ただし補欠議員は就任までは議員としての職務および特権を一切有しない。このため立候補者数には加えていない。

今回の選挙の立候補者は総計 235 人である。

### **連邦下院議員**

26 州および連邦区（首都ブラジリア）から選出される連邦下院議会 (Camara dos Deputados) の議員定数は、1988 年憲法制定後の最初の総選挙（1990 年）以来 513 人である。議員は、deputado federal と呼ばれる。憲法補足法で州ごとに最低 8 ポストを確保し、70 ポストが最多と定められており、この条件のもと人口比で決められる。北部アマゾン地域のアcre 州ほか主として北部・北東部の 11 州が最低 8 ポストで、最大はサンパウロ州で 70 ポスト、以下、多い方から南東部のミナスジェライス（53 ポスト）、リオデジャネイロ（同 36）、北東部のバイーア（39）、南部のリオグランデスール（31）、パラナ（30）の各州と続く。最大のサンパウロ州と最小の州の間では一票の格差はかなり大きい<sup>10</sup>。

選挙は、非拘束名簿式の比例代表制で、政党番号ないしは政党番号を付した候補者番号で投票し、政党ごとに集計した後、得票数の多い候補者順に当選者を決定する。議席配分はドント方式（最大平均法）による。立候補者は 1 万 289 人に上る。

### **州議会議員**

州および連邦区（首都ブラジリア）の議会は Assembleia Legislativa（立法会議）と呼ばれ一院制である。議員はそれぞれ deputado estadual、deputado distrital と称される。定数は

<sup>10</sup> 2014 年総選挙時のことだが、連邦下院議員選挙における格差は北部ロライマ州 1 に対し中西部サンパウロ州は 12 で、一票の格差が話題となった。

各州・連邦区の下院議員の定数がベースとなり、その 3 倍が原則である。アクリ州のように下院議員の定数 8 の州は 24 となるといった具合だ。その 3 倍の数値が 36 を超えた州、すなわち下院議員定数が 12 以上の州については、下院議員の定数から 12 を引いた数を 36 にプラスする方式で決まる。最大州のサンパウロの場合、連邦下院議員の定数 70 から 12 を引いて 58、それに 36 をプラスして 94 議席となる。

選挙は連邦下院議員と同様に、非拘束比例代表制で政党への議席配分も同等の方式である。立候補者は、26 州の州議会議員が 1 万 6272 人、首都ブラジリアの特別区が 591 人である。

## 2. 投票までのプロセス

総選挙実施の 1 年は、ほぼ完全に選挙漬けとなるのがブラジルの現状である。高等選挙裁判所 (TSE) が極めて綿密な年間の「選挙日程表」(calendário eleitoral)を作成、公表し、それにもとづき実施に移されていく。

2022 年の日程をみると、選挙に関わる世論調査は 1 月 1 日をもって、結果公表 5 日前までに選挙調査登録システムへの登録が義務づけられる。また行政機関は、新年入り（元旦）をもって災害対策や緊急事態などの特例を除き、予算等で事前に決められていない物品、金銭、恩典の供与が禁止となる。3 月 3 日から 4 月 1 日まで「党籍移行期間」とされ、所属政党変更希望の議員は、この間に移籍を行なわなければならない。

選挙の 6 か月前（22 年の場合は 4 月 2 日）に、連邦・州・市の首長は、再選立候補を除き、他のポストに立候補する場合は辞任しなければならない。さらに選挙 180 日前（4 月 5 日）までに、各政党は官報に立候補者選出ルールの公表が義務づけられる。この日以降、次期政府発足まで公務員給与の改定は禁止となる。有権者にとっては、後述する有権者名簿への新規登録および変更は、選挙前 151 日、5 月 4 日までと定められている。

5 月中旬から選挙運動に向けた準備が本格化する。15 日には、選挙資金の事前集金が認められ、そのためのキャンペーンが可能となる。同月末までに、政党連盟は TSE への登録が義務づけられ、TSE は、選挙資金の使用限度額を 6 月 16 日までに公表する。6 月末日をもって、候補予定者が直接関わるラジオ・テレビ番組の放送は禁止とされる。

選挙 3 か月前の 7 月 2 日以降、立候補者間に格差を生じさせかねない公的機関の行為が一切禁止とされ、90 日前の 7 月 4 日からは投票所開設関連準備が始まる。この頃になると、自薦・他薦を問わず候補者報道でマスメディアは選挙一色となるが、立候補の正式決定は、

7月20日から8月5日までに開催する政党大会の議にもとづく。候補者確定後、8月6日以降は、ラジオ・テレビによる候補者の単独インタビューや政治宣伝が禁止され、ニュース報道や政策討論を除き、候補者や政党を扱う番組は制限される。

各政党は、8月15日までに、党大会で選出した候補者リストを選挙裁判所に登録し、翌16日からインターネットの活用を含め選挙キャンペーンが全面解禁となる。拡声器の利用は午前8時から午後10時まで。集会は9月29日まで、ビラ配りは投票日前日の10月1日までと定められている。また各媒体10件まで、自己負担で新聞広告が許される（9月末日まで）。

8月26日から9月29日までの1か月余、ラジオとテレビによる無償の政見放送期間に入る。9月9日から13日の間に、政党および候補者はネットを使って選挙裁判所へ選挙資金の調達・運用状況を中間報告することが義務づけられる。15日には、候補者・政党ごとに、寄付提供者の氏名と金額がネット公開される。同17日以降・投票日まで、現行犯逮捕を除き、候補者の不逮捕権が生じ、27日以降は有権者もまた現行犯など特例を除き逮捕・拘留が認められない。29日に無償の政見放送期間が終わり、街頭活動、集会などの選挙運動が終了となる。選挙2日前の30日に新聞による有料選挙広報が、選挙前日の10月1日には、拡声器使用やパンフ配布などのキャンペーン最終日となる。

第1回投票日となる10月2日（日）は、ブラジリア時間<sup>11</sup>で午前7時から午後5時まで投票、それが終るとほぼ同時に集計・公表作業が開始される。翌3日には、第1回投票で決しなかった首長の決選投票（30日）に向けた選挙運動が29日を期限に再開される。ラジオ・テレビの無償政権放送が28日まで実施され、15日からは立候補者の、25日からは有権者の不逮捕期間となる。

### 3. 有権者の規模と全体像

投票総数は極めて大きい。ブラジル国民の成人（18歳～69歳）にとり、投票は義務であるからだ。行使に当たっては、事前に選挙人登録が必要である。70歳以上および16、17歳の青年については、投票は任意で、したがって青年の選挙人登録も任意、非識字者も同様の扱いとされる（憲法第14条）

---

<sup>11</sup> ブラジルの国内時差は4時間である。

高等選挙裁判所（TSE）が2022年7月15日に発表<sup>12</sup>した有権者登録数は、全国で1億5645万人（以下1万人未満は切り捨て）である。ちなみに7月時点での人口推計は2億1480万人であるから、人口の73%が投票所に向かうことになる。前回総選挙（18年）の登録者数は1億4730万人であった。4年間で6.2%増えたことになる。

今回の登録者のうち女性は52.7%（8,237万人）、男性は47.3%（7,404万人）である（小数点2位で四捨五入、以下同様）。性別を表明しない登録者が3万7646人、全体の0.02%と発表されている。過去2回の選挙から、選挙裁判所はトランスジェンダーや性転換者、トラベスティ（異性装者）については、社会通称（nome social）での登録を認めている。また移動補助の必要性等を含め障害の事前申告を求めており、その数は127万人である。海外在住の登録者数は69万人で、前回選挙より39.2%増加した。

登録者の年齢構成は、16～24歳が13.7%、25～44歳が40.7%、45～69歳が36.0%で、70歳以上は9.5%である。

ブラジルは2008年の地方（município）選挙から、投票所における有権者確認のための生体認証の試行を始めた。有権者登録で生体認証を登録した数は、今年は1億1815万人、実に75.5%に上る。

発表された選挙人登録からブラジル成人の教育付与の現状も読み取れる。初等教育未終了が23.0%で3,593万人、以下、初等教育終了6.5%（1,020万人）、中等教育未終了16.7%（2,605万人）、中等教育修了26.3%（4,116万人）、高等教育未終了5.4%（841万人）、高等教育終了11.0%（1,713万人）である。このほか「読み書き可」のレベルと申告した有権者が7.2%（1,121万人）で、非識字を申告した登録者は4.1%（634万人）と発表されている。2018年前回選挙では、これらのカテゴリーのうち最も多かったのが「初等教育未終了」であったが、今回は「中等教育修了」が最多となった。重要な変化のひとつとTSEは指摘している。

## 地方別有権者の規模

州・地域別でみると人口比に近い分布となり、サンパウロ州が最多で有権者登録総数の22.2%に達する。有権者の5人に1人はサンパウロ州に住んでいることになる。続くミナスジェライス州が10.4%、リオデジャネイロ州が8%で、エスピリトサント州を加えた南東部

<sup>12</sup> TSE, “Quem vota nas eleições 2022 – Conheça o perfil do eleitorado,” Julho 15, 2022.

で 42.6% を占める。

続いて歴史が古い北東部 9 州が 27.1% を数え、南部が 14.4%、アマゾン地域の北部が 8%、内陸の中西部が 7.4% である。市町村（município）単位でみると、サンパウロ市が 931 万人と最多で、リオデジャネイロ市（500 万）、首都ブラジリア（220 万）、中部のベロオリゾンチ市（200 万）が多く、その一方で、有権者が 1,000 人単位の município も全国各地に散らばる。

#### 4. 選挙人登録と投票

普通選挙の投票は、憲法第 14 条「参政権」の条項で、18 歳から 69 歳までの国民は等しく義務と謳われ（ただし 70 歳以上および非識字者は任意）、本人自ら事前登録が必要である。16、17 歳の青年は本人の希望により投票権を付与する制度のため、この世代を対象に、民主主義において自分の意思を直接表明できる貴重な機会であるとして、事前登録が奨励されている。

選挙人登録は、インターネットの普及で高等選挙裁判所（TSE）の登録システム TítuloNet で行うのが一般的。氏名に加え、メールアドレス、身分書（RG）番号、出生地を記入し、身分証、およびそれを傍証する顔写真付き個人証明書、居住証明書など最低 4 種類の証明書を添付することが要件になっている。18 歳から 45 歳までの男子は兵役免除の証明も必要とされる。登録認定された有権者票は、携帯電話、タブレット、PC などにダウンロードできる。

海外居住者も適齢年齢となれば投票は義務である。投票対象は大統領および副大統領のみで、事前に居住地の変更登録をしておく必要がある。投票所は在外公館となる。

投票は、各自指定された投票所に赴き、係による登録システムと顔写真付き個人証明書の照合が行われた後、投票ブース内で電子投票機（電磁的記録式投票機）を使い投票する。その際、電子投票機装着のタッチ画面で指紋の生体確認を合わせて行うことが推奨されている。

投票ブース内への携帯・カメラ・映写機の持ち込みは厳禁である。身体障害や高齢者で介助が必要な有権者には、有権者本人が選んだ人の投票ブース内への同伴が認められている。

投票は、大統領ほか計 5 つのポストを選ぶ今年（2022 年）の選挙の場合、以下の順番とインプットで行われる。最初の一票は、連邦下院議員選出選挙で、選択した候補の登録番号 4 枠を入力する。続いて第 2 票は、州議会議員選挙で候補者の登録番号は 5 枠、第 3 票は上

院議員選挙で同 3 桁、第 4 票は州知事選挙で 2 桁、最後に大統領選挙で 2 桁の数値をインプットして投票を終える。

投票画面には、選出ポストとともに候補者の氏名、写真、政党が現れ、選択どおりであれば、グリーンの確認ボタンを押して投票が完了する。黄色の「修正」ボタンで選出の変更が可能で、かつ白色のボタンで「白票」を投じることができる。該当しない政党番号、候補者番号を入力した場合は「無効票」扱いとなる。「白票」「無効票」は選挙結果には反映されない。

投票をしなかった場合の罰則は厳しい。60 日以内に診断書や旅行チケットなどの証書を併せ選挙裁判所に申し出て承認を得る必要がある（ネットでも可）。罰金は（1.05～3.51 レアル）で、届けを無視した場合には、パスポートの取得不可からはじまり、政府系機関への就職、各種公的報酬の受け取り、資格試験の受験などに影響するとされている。

## 5. 技術面での革新

ブラジルの投票場風景は、写真を見る限り、日本とそれほど変わらないように映る。しかし、生体認証を含め身分証明の管理、電子投票機を使った投票、投票集計プロセスとほぼ全ての過程でデジタル化が進み、違いは大きい。日本ではテレビ放映でお馴染みの、人手による開票・集計作業はみられない。

変化の軌跡をみると、不正選挙撲滅が起因となった革新技術利用への挑戦の姿が浮かび上がってくる。19 世紀末から 1930 年までの「旧共和制」といわれた時代、ブラジルの選挙で言わば代名詞となっていたのが、voto de cabresto、日本語に訳せば「くつわの票」とでもなろうか、選挙人が地方ボスによって指示された候補者名を票に記載することが少なくなかった。最もひどい場合は、ボスから記名された投票用紙を手渡され投入する投票行動で、「くつわの票」はこの時代の選挙風土を象徴するもののように言われた。パターナリズムが強かった時代、特に地方で顕著な光景だったが、その後も不正選挙は容易に消滅するものではなかった。

こうした背景があり、近代化を志向したジェツリオ・ヴァルガス大統領期(1930 年～45 年)の 32 年に選挙裁判所 (Justiça Eleitoral) が設立され、選挙法典 (Código Eleitoral) が整備された。既にその第 57 条で、選挙違反回避の方策として、投票機器導入が言及されて

いたという<sup>13</sup>。高等選挙裁判所（TSE）によると、37年以降、メーカーやエンジニア、ラジオ・テレビ技術者、発案家などから各種の新案が提起され、生まれては消えたとのこと。70年代に入ると選挙結果のコンピュータ処理が始まり、83年には選挙裁判所とのリンクが始まられる。さらに85年に有権者登録（Cadastro Eleitoral）が制度化されたことで、全国規模でデジタル化が進展する大きなステップとなった。

電子投票の最初の試みは、地方自治体の手で始まった。ブラジル南部サンタカタリナ州の一市（Brusque市）で、1989年の地方選挙でマイクロコンピュータが使用された。その後、同州で住民投票や地方選で順次使われるようになる。93年4月に軍政から文民政権復帰後の、政体の形態を決める全国規模の国民投票では、投票結果の集計に利用されている。この国民投票で、同国の政体は1889年以来の「共和制と大統領制」の継続を決めたのである。

電子投票が本格的に使われたのは、1996年の市長・市議会議員選挙で、有権者20万以上の都市が対象となり、有権者総数の約30%をカバーした。その4年後の2000年の市長・市議会議員選挙でカバー率は100%となり、電子投票が一般化する。

生体認証は、電子投票の場合と同様に、いくつかの地方自治体選挙で試行された上で、2010年の選挙以降、採用する投票所を順次増やしてきた。20年の地方選挙では、1億2000万人が使用可能なレベルに整備されたが、この年はコロナ禍で使用は中断された<sup>14</sup>。

## 6. 政党

2022年の選挙に向け、同年5月末の申告期限までに高等選挙裁判所（TSE）に登録された政党数は32に上る。このうち下院に議席を有する政党は23政党（表2）であり、多党制に「超」をつけてもよい数である。

表の政党認定の年をみると、1981年から現下の政党史が始まったのが読みとれる。ブラジルでは、1964年4月1日から85年3月14日まで21年間にわたり長期軍政が続いた。それ以前、第2次世界大戦の終結とほぼ時を同じくして復活した選挙制度の下では、大小およそ13の政党が存在したが、軍政はそれらを強制的に解体し、与党に当たる「国家革新

<sup>13</sup> TSE ホームページ "Cronologia da informatização do processo eleitoral".

<sup>14</sup> 2020年の地方選挙は、新型コロナ・ウイルス感染防止の観点から投票日をひと月延期して11月15日に実施された。

同盟」(ARENA)と、野党に当たる「ブラジル民主運動」(MDB<sup>15</sup>)の官製の二大政党制とした。

その後、軍政末期の1979年に政治開放の一端として政党要件を緩和すると離合集散が始まり、多党化に向けた政党史が開始される。

表2 政党の名称と認定年、連邦下院の現有議席数

政党略称	邦訳	正式名称	認定	下院議席数 (選挙前)
MDB	ブラジル民主運動	Movimento Democrático Brasileiro	1981	37
PTB	ブラジル労働党	Partido Trabalhista Brasileiro	1981	3
PDT	民主労働党	Partido Democrático Trabalista	1981	19
PT	労働者党	Partido dos Trabalhadores	1982	56
PCdoB	ブラジルの共産党	Partido Comunista do Brasil	1988	8
PSB	ブラジル社会党	Partido Socialista Brasileiro	1988	24
PSDB	ブラジル社会民主党	Partido da Social Democracia Brasileira	1989	21
PSC	キリスト教社会党	Partido Social Cristão	1990	8
CIDADANIA	シダダニーア	Cidadania	1992	7
PV	緑の党	Partido Verde	1993	4
AVANTE	アヴァンチ	Avante	1994	6
PP	進歩党	Progressistas	1995	58
PODE	ポージ	Podemos	1997	8
REPUBLICANOS	共和	Republicanos	2005	44
PSOL	社会主義自由党	Partido Socialismo e Liberal	2005	8
PL	自由党	Partido Liberal	2006	77
PSD	社会民主党	Partido Social Democrático	2011	47
PATRIOTA	パトリオッタ	Patriota	2012	5
PROS	社会秩序共和党	Partido Republicano da Ordem Social	2013	4
SOLIDARIEDADE	ソリダリエダージ	Solidariedade	2013	8
NOVO	ノーヴォ	Partido Novo	2015	8
REDE	持続可能性ネットワーク	Rede Sustentabilidade	2015	2
UNIÃO	ウニオン	União Brasil	2022	51
計				513

注：政党名の邦訳のうちカタカナ表記したものは、定着した日本語訳がない政党。  
議席を有しない政党：AGIR（正式名称 Agir, 認定 1990 年）、PMN（Partido da Mobilização Nacional, 1990）、PSTU（Partido Socialista dos Trabalhadores Unificado, 1995）、PCB（Partido Comunista Brasileiros, 1996）、PRTB（Partido Renovador Trabalhista Brasileiro, 1997）、DC（Democracia Cristão, 1997）、PCO（Partido da Causa Operária, 1997）、PMB（Partido da Mulher Brasileira, 2015）、UP（Unidade Popular, 2019）がある。

出所：TSE などの資料から筆者作成。

<sup>15</sup> 表トップ掲載の MDB は、この流れを受けていると表明している。民主化後、MDB は政党（partido、略称 P）を冠し PMDB と名乗り、民主化後の有力政党となった。その後、今度は P を外して再び MDB と改称した。ただ、政党再編成後の流れを考慮すると同じ政党としてみなすことは難しい。

ARENA から民主社会党 (PDS) や進歩党 (PP) が、MDB からはブラジル民主運動党 (PMDB) やその分派であるブラジル社会民主党 (PSDB) が創られるといった具合である。ルーラ元大統領所属の労働者党 PT は、民主化運動を推進した労働組合運動がベースとなり結成された。ボルソナーロ大統領所属の自由党 (PL) が認可されたのは 2006 年である。第 2 表最後に登場するウニオン (UNIÃO) は、22 年総選挙前年の 21 年 10 月に、中道大手政党の民主党 (DEM) と 18 年選挙時にボルソナーロ大統領が所属<sup>16</sup>していた右派の自由社会党 (PSL) が政党合併 (fusão) で結成した政党である。

ブラジルの政党は、右派、左派、中道といった違いはあっても、イデオロギー色を強くもった政党は少なく、政党史上のバックグラウンドや各種の運動、地域的なつながり、加えてブラジル社会に根深く残る互酬的な人間関係が離合集散を促す要因となってきた。

22 年選挙では、初めて政党連合 (federação) の結成が認められた。その第 1 号として、労働者党 (PT) とブラジルの共産党 (PCdoB)<sup>17</sup>、緑の党 (PV) 3 党によるブラジル希望連合 (Federação Brasil da Esperança) が 5 月に認められた<sup>18</sup>。連合を結成した政党は、23 年から始まる次の任期 4 年間は統一会派として行動することが定められている。ボルソナーロ大統領所属の自由党 (PL) は、進歩党 (PP)、共和 (REPUBLICANOS) の 2 党と連合し「ブラジルのために」(Pelo Bem do Brasil) を結成して選挙戦に臨む。

政党合併、政党連合はともに、超多党化の現況を何とか解消させようとの思いが政党側にも生じている現れといえよう。政治資金や選挙資金の受領、政党代表権の行使などの要件も、「3 分の 1 の州で 2% 以上の投票率、ないしは全国で 1% 以上、あるいは下院議員 11 人以上の当選」と定めており、これも政党の増殖を抑制しようとの動きの表れといえる。

政党の合從連衡は、2 月から半年にわたるラジオとテレビによる無料の政党キャンペーンおよび 8 月 26 日から 9 月 29 日（決選投票の場合はさらに 10 月 7 日から 28 日）の間に実施される候補者の政見放送の配分にも影響する。これらの放送は、政党の規範を規定した憲法第 17 条 5 項が謳う「ラジオおよびテレビの無償利用」に準拠するもので、全国および地

<sup>16</sup> ボルソナーロ大統領は 2019 年 11 月に PSL を離党、その後、PL に移籍している。

<sup>17</sup> ブラジル政党史の中では、戦前戦後の非合法化の時代も含め古参政党のひとつであるブラジル共産党 (PCB) とは異なる。ブラジルの共産党 (PcdoB) と名乗っているのはそのためである。

<sup>18</sup> ブラジル希望連合にはその後、REDE、PSB、SOLIDARIEDADE など 7 党が加わり 10 党の連合となる。

方放送局が財政補填を受け実施する。放送は、大統領と下院議員が火、木、土曜日に、州知事、上院議員、州議会議員が月、水、金曜日に割り当てられている。テレビは午後1時と夜8時半から、ラジオは午前7時と正午から、それぞれ各回合計25分間が充てられる。

その時間配分は、前回選挙（2018年）で選出された連邦下院議員の議席数にもとづいて配分される。10党の支持を得たルーラ大統領の各回の持ち時間は3分39秒、対する3党支持のボルソナーロ大統領は2分38秒と差がある。このほか1日数回、30秒の候補者コマーシャルが流されるが、これも回数が異なる。同じ大統領候補でも、支持政党の基盤（上記の下院議員数）が小さな候補は10秒から30秒の割り当てに留まるといった具合である。

SNS（ソーシャルネット・ワーキング・サービス）も選挙運動の重要な一翼を担う。特に2018年選挙でボルソナーロ大統領が多用したことで注目を集めた。立候補者は高等選挙裁判所にSNS登録状況を申告するが、それによると、今回の総選挙では立候補者の45%がインスタグラムやフェースブックなどのSNSを活用しているとの分析<sup>19</sup>もあり、18年総選挙時の25%を大きく上回っている。

## 結語

国民による投票の結果、ブラジルの中央（連邦）および地方（州）の政権の座を誰が射止め、どの政党が勢力を伸長し、その結果、2020年代中葉に向け、政治・経済・社会でどのような方向性を打ち出すかが、総選挙をめぐる現下の最大の関心事であることは間違いない。それと同時に、本稿でフォーゴーしたブラジル選挙制度の革新が問題なく機能するかどうかが、ブラジルの民主制に対する国内外の信頼を高める重要なカギといえる。

白熱する選挙合戦の中で地味な側面ではあるが、制度とそれを支える技術の機能動作、有権者の受容性をじっくり見ていくことが、地域研究の視点として不可欠であろう。

---

<sup>19</sup> Poder 360 Drive Premium, 2022年8月17日付け第3版。